平成30年7月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

平成30年7月3日(火)午前9時30分より臼杵市役所野津庁舎(3階)議事場において会長が7月定例総会を招集した。 本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員 2番 堀 京子 委員 4番 藤嶋 祐美 委員 6番 佐藤 幸子 委員 7番 栁井 博之 委員

8番 城野 幸司 委員 9番 陶山 秀明 委員 10番 小橋 勇二 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

3番 内藤 康弘 委員 5番 平山 勝丈 委員

農業委員会事務局職員

農林振興課職員

長野 政元 次長 首藤 英二 副主幹 酒井 俊光 副主幹

佐藤 喬 副主幹

付議議案

議案第26号 農地法第4条の取下げ願いについて

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第30号 非農地証明願いについて

議案第31号 農用地利用集積計画の決定について

議案第32号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

議案第33号 農業振興地域整備計画の変更について

次 長 それでは、開会の言葉を小橋副会長が申し上げます。

副会長 みなさん、おはようございます。ただいまより7月の定例総会を始めます。よろしくお願い致します。

次 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議長を務めさせていただきます。

議事に先立ちまして、委員の定足数を次長が報告致します。

次 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数 12 名中、本日は内藤 康弘 委員、平山 勝丈 委員が欠席となっており、出席委員は 10 名とな ております。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致 します。 議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけますでしょうか。

- 「異議なし」の声あり-

議長 それでは、議席番号 6番 佐藤幸子 委員と、議席番号7番 柳井博之 委員に議事録署名をお願い致します。

ただいまから審議に入ります。

議案第26号 農地法4条の取下げ願いについて事務局より説明をお願い致します。

首藤 議案第26号 農地法4条の取下げ願いについて、平成30年6月4日、議案第22号で議決のあったものについて取下げ願いが提出されたので提副主幹 案する。

平成30年7月3日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

首藤 2ページをご覧ください。

副主幹 番号 1、田 350 ㎡ 外 12 筆、合計 4,989 ㎡ を、太陽光発電のための付帯施設として使用する件については、先に行われた隣地開発許可申請との整合性を図るため、使用貸借契約を締結し、隣地開発許可申請をし、5 条申請を改めて行うことになりました。このため、4 条の取り下げを行うものであります。

以上、4条の取下げについてご提案申し上げます。

議長ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

-質疑なし-

議 長 それでは質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第26号 農地法第4条の取下げについて、採決を行いま す。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認 - 「全員挙手」-

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第26号 農地法第4条の取下げ願いについては、原案どおり承認することに決定を致しました。

議長 それでは、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

首藤 3ページをご覧ください。

副主幹 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転(賃借権、使用貸借権を設定)することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

平成30年7月3日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

4ページをご覧ください。

番号 1、畑 187 ㎡ 外 1 筆 合計 727 ㎡ を、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

以上、1件の申請については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

6月26日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号でありますが、これについて調査委員より、 後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ、委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますので ご覧ください。以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

適切に管理されており、今後は露地野菜の耕作を行う予定です。3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請1件について報告を致します。委員皆様の慎重な審議をお願い致します。

議長ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

-質疑なし-

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 - 「全員挙手」-

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定

致しました。

次に、議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

首藤 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとお 副主幹 り許可申請書の提出があったので提案する。

平成30年7月3日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

7ページをご覧ください。

番号 1、畑 84 ㎡ 外 5 筆 合計 406.32 ㎡ を、駐車場として利用するものです。

農地の区分は3種農地となっています。追認案件となります。

以上1件の申請については、農地法第4条の立地基準及び一般基準のすべてを満たしていると考えられます。

お手元に配布しております、農地法第4条申請チェックリストを合わせてご覧いただきたいと思います。

6月26日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第4条の各号でありますが、これについて調査委員より、後ほど 説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ、委員会の判断をお願いしたいと思います。

追認案件については、申請者の立会いのもと、現地調査を実施しております。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。 以上、4条申請1件についてご提案申し上げます。

議長
それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

中野 引き続きまして、私中野より6月26日に農地委員の玉田さんの立会いの下に実施しました議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請に

委員関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

田畑を駐車場として利用するものです。

すでに平成25年頃から所有者により土砂の投入が行われており、この件に関しては、申請書とともに始末書も提出されているものであります。

審査項目の立地基準①については該当し、②についても3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告と致します。

以上、4条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願い致します。

議長ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

-質疑なし-

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 - 「全員挙手」-

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知

事に意見を送付することに決定いたしました。

議長、次に、議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

首 藤 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を 副主幹 移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。 平成30年7月3日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

10ページをご覧ください。

番号1、畑 337 ㎡ を、一般住宅地として利用するものです。

農地の区分は、3種農地となっております。

番号 2、田 350 ㎡ 外 12 筆 合計 4,989 ㎡ を、使用貸借権の設定により、太陽光発電施設を設置するにあたり、必要な付帯施設として利用するものです。

農地の区分は、2種農地となっています。

以上、5条申請2件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5条申請2件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていだただいておりますので、委員さんより報告をお願い致します。

野 上 先般、6月26日に実施されました現地調査ですが、私と中野委員、推進委員の板井さんと、事務局の長野さん、首藤さんの5名で現地調査を行い 委 員 ました。チェックリストと合わせて報告致します。

まず、番号1の申請について報告します。

畑を売買により取得し、一般住宅地として利用するものです。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

次に、番号2の申請について報告します。

田畑を太陽光発電のための付帯施設として利用するものです。

すでに平成 19 年から所有者により土砂堆積用地として利用されており、この件に関して、申請地とともに始末書も提出されているものであります。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。委員の皆様の慎重な審議をお願い致します。

議長
ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

-質疑なし-

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 - 「全員挙手」 -

議 長 全員挙手によりご異議なしと認めます。よって議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事 に意見を送付することに決定を致しました。

次に、議案第30号 非農地証明願いについて、事務局より説明及び報告をお願い致します。

首 藤 12ページです。

副主幹 議案第30号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

平成30年7月3日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

首藤 次のページをご覧ください。

副主幹 番号 1、田 750 ㎡ 外 2 筆 合計 1,278 ㎡ は、長い間耕作されず非農地化した土地です。

番号 2、畑 99 m 外 1 筆 合計 148 m は、昭和 11 年に建築された事務所および従業員休憩所の用地として利用されている土地です。

次に、チェックリストと合わせて報告致します。

番号1については、③の森林原野化し復元が困難な土地に該当し、要件のア~オまですべての要件を満たしています。

番号2については、④の農地法施行日(昭和27年7月15日)以前に転用された土地であることに該当します。

以上、非農地証明願い2件について提案及び報告を申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

板 井 番号1は、調査した結果、長い間放置されているのが現状なんですけれども、建設会社の土場として明確に使用したいそうですが、それにあたる 委 員 特別な手続きとかは必要ないでしょうか。 次 長 農業委員会としては認めるのは非農地まで認められることであってそれ以後については関知していませんが、認定後に転用等も考えられるため、 周辺農地に影響がないか等を考慮しながら非農地としています。非農地の認定後には、農業委員会での特別な手続きはありません。

板井わかりました。

委 員

議 長 他に質問はございませんか。

-質疑なし-

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第30号 非農地証明願いについて採決を行います。 本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 - 「全員挙手」-

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第30号 非農地証明願いについては原案どおり承認することに決定を致しました。

議長 次に議案第31号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

首 藤 15ページです。

副主幹 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり あったので提案する。

平成30年7月3日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画(第6号) 「平成30年7月3日公告予定」です。

1ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成30年6月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。

主なものについてご説明いたします。

中段に利用権設定の合計面積と筆数を掲載しております。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、6,287 m²、10 筆です。

畑については、31,898 m²、20 筆です。

合計面積は、38,185 ㎡、30 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 18 人に対しまして、借り手は 7 人となります。2 ページ以降については、臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。

以上、簡単ではございますが、平成30年7月3日公告予定の農用地利用集積計画(第6号)について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

-質疑なし-

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第31号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を 原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 - 「全員挙手」-

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第31号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しました。

議長 次に議案第32号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

首藤 16ページをご覧ください。

副主幹 議案第32号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分 計画案について意見を求められたので提案する。 平成30年7月3日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用配分計画案でご説明します。

1ページをご覧ください。

畑1筆 563 m を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10a 当たり 10,000 円となっています。

続いて3ページをご覧ください。

畑4筆 合計 5,310 m を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10a 当たり 10,000 円となっております。

続いて5ページをご覧ください。

畑 14 筆 合計 25,337 m を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10a 当たり 10,000 円となっています。

以上の配分計画についてご審議をお願いします。

議長ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

-質疑なし-

議長 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。これより、議案第32号 農用地利用配分計画案の意見聴収について採決を行います。 本件を原案どおり承認することにご異議がない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 - 「全員挙手」 -

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第32号 農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定 を致しました。 議長 次に議案第33号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

首 藤 議案第33号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたの 副主幹 で提案する。

平成30年7月3日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

この件につきましては、農林振興課より説明をさせていただきます。

佐藤 農林振興課の佐藤です。よろしくお願い致します。

副主幹 農業振興地域整備計画につきましては、昨年、全体見直しをやっておりまして、農業委員会の皆様のおかげで昨年度中に全体見直しの計画が終 わりまして、今まで野津と臼杵で分かれていた計画を今年度から一本化することができるようになりました。ありがとうございました。

今回、農業振興地域整備計画の変更について、一ヶ所申し出がございまして、その件について皆様に意見を求めたいと思い、提案したところで ございます。 農地につきましては、面積301㎡、地目は畑でございます。

転用後、農用地区域から除外したのち、一般住宅用地として利用したいということでございます。農用地区域から除外する変更理由については、 現在の住居が手狭になったため、新居の建設を計画しております。

当該申請地以外の場所も検討したそうなのですが、希望条件に合う土地が見当たらず、また、子どもが通う学校のことも考慮し、学校区が変更 しない申請地を選定したとのことです。

申請地については、現在の所有者が耕作放棄地とならぬよう管理していますが、周囲を住宅及び市道に囲まれており、転用により近隣農地の作物等に影響を及ぼす恐れは少なく、また今後、効率的な生産が困難であるため、農用地利用計画の変更(除外)については、やむを得ないものと考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長 それでは事前に現地確認をしていただいておりますので、地区担当委員さんより報告をお願い致します。

野上 農振除外意見ということで、6月27日に現地調査を致しました。その日に農林振興課の佐藤さんと、岩本さんの3名で現地を見ました。申請地

委員につきましては、所有権の移転をして一般住宅用地として利用したいというものであります。道路と法面と、住宅と法面に挟まれており、生産性の見込めない農地であります。また、前途のように、宅地と法面に挟まれていることから周辺の農地への影響は最小限と考えられます。申請者からの連絡もあり、農地転用の確実性があることから今回の農振除外はやむをえないと思っております。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして質疑を行います。質疑ございませんか。

野 上 農振除外と5条申請というのはどういう風になるのですか。

委 員

議長 別個になります。またこのあとに5条申請をしなければいけません。

野上わかりました。

以上です。

委 員

議 長 他に質問はございませんか。

議長 質問がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第33号 農業振興地域整備計画変更について採決を行います。本件 を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 - 「全員挙手」 -

議 長 全員挙手によりご異議なしと認めます。よって議案第33号 農業振興地域整備計画変更については、原案どおり承認することに決定をいたしま した。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。(終了39:52)